証券コード　3927
2019年６月７日

株　主　各　位

東京都千代田区紀尾井町４番１号
ニューオータニガーデンコート22階
株式会社フーバーブレイン
代表取締役　輿水　英行

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月24日（月曜日）午後６時までに到着するようご送付下さいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　時　　2019年６月25日（火曜日）午前11時
（受付開始時刻は午前10時30分を予定しております。）

２．場　所　　東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
霞が関コモンゲート西館37階　霞山会館「牡丹の間」
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようにご注意下さい。）

３．目的事項

報告事項：第18期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項：第１号議案　定款一部変更の件（その１）
第２号議案　定款一部変更の件（その２）
第３号議案　定款一部変更の件（その３）
第４号議案　取締役６名選任の件
第５号議案　監査役３名選任の件
第６号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。
◎事業報告及び計算書類、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト(https://www.fuva-brain.co.jp/)に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告
（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

１．株式会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果

内閣府が発表した2018年10～12月期の実質GDP成長率（２次速報値）は、前期比+0.5％（年率+1.9％）と２四半期ぶりにプラスとなりましたが、海外需要の前期比寄与度は-0.3％と３四半期連続のマイナス寄与となっており、米中による貿易戦争等の海外動向の影響が引き続き懸念される状況と言えます。また、公益社団法人日本経済研究センターが発表した民間エコノミストによる経済見通し「ESPフォーキャスト」によれば、2019年１～３月期の実質GDP成長率は、前四半期（2018年10～12月期）比-0.06％と、景気のリスクとして中国景気の悪化が懸念されております。

米中の貿易戦争とそれに伴う中国景気の懸念だけでなく、米国経済の先行き懸念並びに英国のEU離脱問題の長期化等、海外には不透明な材料が多く、問題が深刻化した場合には世界経済に悪影響を与え、日本経済の減速を招く可能性があります。

日本国内の情報セキュリティ業界の動向については、JNSA（NPO日本ネットワークセキュリティ協会）が発表した「2017年度 国内情報セキュリティ市場調査（速報値）」によれば、国内情報セキュリティ市場の規模は2015年度から2018年度までの３カ年において、年率約５％で成長していると推定されており、IT専門調査会社IDC Japan株式会社が発表した国内情報セキュリティ市場予測によれば、国内セキュリティソフトウェア市場、国内セキュリティアプライアンス市場、国内セキュリティサービス市場において、それぞれ2017年から2022年の年間平均成長率が3.4％、2.9％、5.1％と予想されており、市場全体として、引き続き成長が見込まれております。

また、日本国内の企業を取り巻く情勢については、総務省が発表した人口推計（2018年10月確定値）によれば、生産年齢（15～64歳）人口は前年同月比51万２千人減少の7545万１千人となり、全体に占める割合が59.7％と過去最低の状況にあります。企業は、成長を維持するために、情報通信技術（ICT）の活用等により労働生産性を向上させる必要に迫られております。

そのような状況において、政府が2017年３月に提出した「働き方改革実行計画」では、柔軟で多様な働き方の整備を推進するとともに多様な働き方の１つ

として、優秀な人材を獲得し、継続して働いてもらう土台としてテレワーク（注１）を挙げており、大規模事業者だけでなく、中小規模事業者の中でも働き方の多様化に取り組む企業は増加していくものと想定されます。2018年６月の「働き方改革関連法案」可決・成立により、2019年４月に各法案が施行され、テレワーク等の多様な働き方を導入・実践するためにも、経営者は、これまで以上に、場所や時間を問わない労働環境下において、情報漏洩対策等の情報管理を強化しつつ、労働生産性の向上を求められるようになりました。

当社は、当事業年度において、2018年６月22日開催の定時株主総会の決議をもって、新経営体制（注２）に移行いたしました。新経営体制のもと、事業方針を、マルウェア対策に代表される狭義のセキュリティ及び情報管理全般においてセキュアな環境を提供する「情報の保護・管理」の視点から、最終ユーザーが、セキュアな環境で管理された情報を経営資源として戦略的に活用する「情報の活用」及び「セキュリティ＋α」を強く意識した視点へと転換いたしました。

この方針のもと、組織体制の見直し及び強化を行い、新製品及び新規事業開発として、企業の働き方改革と労働生産性向上に貢献する経営管理製品「PasoLog Cloud - Eye“247”（アイ・トゥエンティフォー/セブン）-」（注３）の開発着手と、IoT及びAIの分野において知見と実績を持つ株式会社ビズライト・テクノロジーとの間で、両社技術の融合によるIoT製品の開発並びに新規顧客の開拓等の事業展開を行う業務提携（注４）をいたしました。

また、営業面においては、過年度までの特定地域への一点集中型の営業展開から、営業活動が手薄であった地域への営業拠点の新規開設によって、営業拠点及び隣接地域への積極的な販路拡大を見据えた面開拓の営業戦略へ転換を推進しております。当社は、2016年より大阪オフィスを開設しておりましたが、面開拓の営業戦略の一環として、新潟及び福岡において新規営業拠点（注５）を開設いたしました。

上記「情報の保護・管理」から「情報の活用」及び「セキュリティ＋α」への事業方針の転換並びに営業戦略活動が奏功し、加えて、持続的な成長を実現するための組織体制の見直し及び強化を行った結果、当事業年度では、後記のとおり、「業務管理サーバー」製品売上高及び「Webデータベース関連」商品売上高が、前事業年度と比べ54,609千円、123,190千円とそれぞれ増加し、さらに「業務管理サーバー」製品売上高の増加に伴う「業務管理サーバー」保守売上高が、前事業年度と比べ16,311千円増加した結果、売上高909,391千円（前事業年度比34.0％増）となり、営業利益16,931千円（前事業年度は営業損失15,908千円）、経常利益21,464千円（前事業年度は経常損失10,819千円）、当期純利

益は23,153千円（前事業年度比65.6%増）と営業利益及び経常利益における３期ぶりの黒字化並びに当期純利益では増益を達成いたしました。

（注）１．テレワークとは、一般社団法人日本テレワークによれば、情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことであります。また、テレワークは自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務等）の３つに分けられます。企業は、テレワークを導入することで、従業員の勤務実態の把握並びに情報漏洩の対策等の課題に対処する必要性が生じます。

２．新経営体制の詳細については、2018年６月22日付公表「定時株主総会における決議及び新役員体制に関するお知らせ」及び同年８月14日付公表「代表取締役及び常務取締役の異動ならびに社長交代に関するお知らせ」をご参照ください。

３．「PasoLog Cloud - Eye“247”（アイ・トゥエンティフォー/セブン）-」の詳細については、2018年11月26日付公表「新製品の開発及び販売に関するお知らせ」をご参照ください。

４．株式会社ビズライト・テクノロジーとの業務提携の詳細については、2018年11月26日付公表「株式会社ビズライト・テクノロジーとの業務提携に関するお知らせ」をご参照ください。

５．新規営業拠点の詳細については、2019年２月25日付公表「新潟及び福岡営業所開設に関するお知らせ」をご参照ください。

製商品及びサービス別分類の業績を示すと、次の通りとなります。

製商品及びサービス別分類の名称	販売額（千円）	占有率	増減額（千円）	増減率
製品売上高	579,942	63.8%	80,739	16.2%
アンチマルウェア及び業務管理関連	444,545	48.9%	26,129	6.2%
業務管理サーバー	135,397	14.9%	54,609	67.6%
商品売上高	126,550	13.9%	123,190	3,666.3%
Webデータベース関連	126,550	13.9%	123,190	3,666.3%
保守売上高	173,490	19.1%	22,642	15.0%
アンチマルウェア及び業務管理関連（注１）	89,438	9.8%	2,716	3.1%
業務管理サーバー（注２）	35,581	3.9%	16,311	84.6%
Webデータベース関連（注３）	48,470	5.3%	3,614	8.1%
その他売上高	29,407	3.2%	4,204	16.7%
Webデータベース関連（注４）	13,353	1.5%	4,332	48.0%
その他	16,053	1.8%	△128	△0.8%
売上高合計	909,391	100.0%	230,777	34.0%

（注）１．アンチマルウェア及び業務管理関連製品に係る保守サービスの売上高であります。
２．業務管理サーバー製品に係る保守サービスの売上高であります。
３．Webデータベース関連商品に係る保守サービスの売上高であります。
４．Webデータベース関連商品に係る付随サービス（商品設置支援等）の売上高であります。

（２）設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、96百万円であります。その主なものは、本社移転に伴う設備什器に89百万円、新潟オフィスの開設に伴う設備什器に６百万円であります。

（３）資金調達の状況

該当事項はありません。

（４）財産及び損益の状況

回　　次	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2016年３月	2017年３月	2018年３月	2019年３月
売　　上　　高(千円)	980,430	609,669	678,613	909,391
経常利益又は経常損失（△）(千円)	127,265	△112,417	△10,819	21,464
当期純利益又は当期純損失（△）(千円)	71,195	△357,685	13,978	23,153
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）(円)	20.18	△90.42	3.41	5.49
純　資　産　額(千円)	729,126	371,590	417,718	450,814
総　資　産　額(千円)	1,291,762	936,540	1,008,619	1,183,192
１株当たり純資産額(円)	184.31	93.93	99.15	104.63

(注) 当社は、2015年10月30日付で普通株式１株につき200株の割合で、2016年７月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）及び１株当たり純資産額を算定しております。

（５）重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

（６）対処すべき課題

2019年５月13日付公表「「継続企業の前提に関する重要事象等」の記載解消に関するお知らせ」のとおり、当社は、2018年６月22日付で新経営体制に移行し、「情報の保護・管理」から「情報の活用」及び「セキュリティ＋α」への事業方針の転換を図りました。加えて、持続的な成長を実現するための組織体制の再構築並びに面開拓の営業戦略の一環として、新潟及び福岡において新規営業拠点を開設した結果、一定の成果が見られ、当事業年度は、売上高909,391千円（前事業年度比34.0%増）、営業利益16,931千円（前事業年度は営業損失15,908千円）、経常利益21,464千円（前事業年度は経常損失10,819千円）、当期純利益23,153千円（前事業年度比65.6%増）と営業利益及び経常利益におけ

る３期ぶりの黒字化並びに当期純利益では増益を達成しました。

このような状況に加え、今後、収益体制の再構築が達成しつつあると見込まれることから、現時点において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しないものと判断し、「継続企業の前提に関する重要事象等」の記載を解消しました。

一方、日本国内の情報セキュリティ市場は拡大傾向にありますが、国内外の競争激化が想定される中にあって、安定した収益を確保し、企業価値の向上を図るうえで、次のような課題に重点を置いて取り組んでまいります。

①販路の拡大

当社の主要販路は、販売代理店となる「OA機器販売会社」及び「プログラム製品の提供先である通信機器メーカー」の２つであります。当事業年度の売上高全体において、情報セキュリティ製品にあたる「アンチマルウェア及び業務管理関連」は高い占有率を占め、また、当該製品群の販路は、一部の販売代理店及び通信機器メーカーに依存している状況であります。このような特定先への売上依存を対処すべき課題と認識しております。

当事業年度より、新規販売代理店となるOA機器販売会社の開拓に注力し、営業活動が手薄であった地域への営業拠点の新規開設による営業拠点及び隣接地域への積極的な販路拡大を見据えた面開拓の営業戦略を推進し、面開拓の営業戦略の一環として、新潟及び福岡に新規営業拠点を開設いたしました。

翌事業年度においても、販路拡大のため、面開拓の営業戦略を推進し、加えて、顧客企業にとって、柔軟で使いやすい製品・サービスの提供方法の検討も含め、販路構成の多様化に努めてまいります。

②収益構造における製品構成の多様化

上記①のとおり、当事業年度の売上高全体において、情報セキュリティ製品にあたる「アンチマルウェア及び業務管理関連」が高い占有率を占め、当社業績は、引き続き、当該製品群の販売に左右される状況にあります。加えて、当該製品群の販売先の大部分が中小規模事業者でもあり、販路の拡大と同様に収益構造における製品種別構成及び顧客企業規模層の多様化も対処すべき課題と認識しております。

当事業年度において、「情報の保護・管理」から「情報の活用」及び「セキュリティ＋α」への事業方針の転換を図り、製品種別構成の多様化のため、「働き方改革」需要の取り込みに向けた販売代理店への営業展開を実施し、業務効率向上並びに労働生産性向上に貢献する「業務管理サーバー」製品群の販売拡

大を実現いたしました。また、組織体制の見直し及び強化の一環として、「Webデータベース関連」商品の販売・保守チームをネットワークセキュリティ事業部として独立した組織体制とし、当事業年度において、大規模事業者の大型案件受注に成功いたしました。

翌事業年度においても、収益構造における製品構成の多様化のため、「業務管理サーバー」製品群並びに「Webデータベース関連」商品の営業強化及び「アンチマルウェア及び業務管理関連」製品群を含めた顧客規模層の多様化に努めてまいります。

③新製品及び新規事業の開発

当社は、自社開発技術として、「マルウェア対策技術」、「情報機器業務ログ監視・分析技術」及び「データ回復／暗号化技術」を有し、当該技術を基盤とするソフトウェア製品を取引先から仕入れたルーター製品やサーバー製品等に実装したセット製品並びに通信機器メーカー等のセキュリティ機器製造販売ベンダー向けにプログラム製品として販売しております。翌事業年度以降の新たな収益源の獲得のため、上記既存技術を基盤とした新製品の企画・開発並びに「情報の活用」及び「セキュリティ＋α」の事業方針に則った新技術及び新規事業の開発も対処すべき課題と認識しております。

当事業年度において、新規事業開発としてIoT及びAIの分野において知見と実績を持つ株式会社ビズライト・テクノロジーとの間で、両社技術の融合によるIoT製品の開発並びに新規顧客の開拓等の事業展開を行う業務提携をいたしました。また、企業の働き方改革と労働生産性向上に貢献する新製品として、就業場所にとらわれずに情報機器の操作情報の収集を可能とし、働き方分析や内部不正対策、IT資産管理が行える「Eye“247”（アイ・トゥエンティフォー/セブン）」の開発及び販売（注）について公表しております。

翌事業年度においても、新製品並びに新技術及び新規事業の開発に向けて、販売代理店や通信機器メーカー等のセキュリティ機器製造販売ベンダーと連携し、顧客企業等のニーズを含めた市場調査を積極的に行い、新製品の企画・開発に努めてまいります。新技術及び新規事業の開発においては、業務提携並びにM&A等の資本提携等、新技術及び新規事業の獲得・開発のための手段・方法を限定することなく、そのための資金の確保についても多様な資金調達を含め検討してまいります。

(注) 「Eye“247”（アイ・トゥエンティフォー/セブン）」の詳細については、2018年11月26日付公表「新製品の開発及び販売に関するお知らせ」並びに2019年４月15日付公表「（開示事項の経過）新製品の開発及び販売に関するお知らせ」をご参照ください。

（７）主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社の事業は、単一セグメントとして、情報セキュリティソリューション事業を営んでおります。

近年、企業規模を問わず企業活動を行ううえで、情報機器や情報通信技術（ICT）の活用は必須となっております。一方、情報通信技術（ICT）の発展により情報機器への不正侵入、情報の窃取、破壊、改ざん等の情報セキュリティに関わる被害が複雑化し、企業における情報セキュリティへの対応は重要な経営課題の一つとなっております。

また、「１．株式会社の現況に関する事項（１）事業の経過及び成果」に記載のとおり、企業並びに経営者は、これまで以上に、場所や時間を問わない労働環境下において、情報漏洩対策等の情報管理を強化しつつ、労働生産性の向上を求められるようになりました。

このような状況において、当社が提供する情報セキュリティソリューションは、情報通信技術（ICT）を悪用した外部からのマルウェア攻撃に対する防御の提供と企業の内部関係者による情報データベースへの不正アクセス、情報漏洩等を防止する対策に加え、業務状況の可視化による業務効率改善並びに働き方分析の支援であり、次の４つの主要製商品区分から成り立っております。

①セット製品

当社の自社開発技術は、「マルウェア対策技術」、「情報機器業務ログ監視・分析技術」及び「データ回復／暗号化技術」の３つであります。

当社は、マルウェア対策技術である「EX AntiMalware ｖ7（注１）」、情報機器業務ログ監視・分析技術である「PasoLog（注２）」及びデータ回復／暗号化技術である「OfficeCrypt（注３）」の各ソフトウェア製品を取引先から仕入れたルーター製品やサーバー製品等に実装し、セット製品（注４）として販売しております。

なお、当社は、主要販売先であるOA機器販売会社等に対して「自社ブランド製品」及び「ODM製品」の２種類のセット製品を販売しております。

自社ブランド製品は、当社が自ら企画・開発を行い、当社名で販売する製品を指します。一方、ODM製品は、販売先の企画もしくは販売先との共同企画に基づいて開発し、販売先名で販売する製品を指します。

②プログラム製品

当社は、より多くの中小規模事業者に製品を提供するために、販売形態をセット製品に限定せず、マルウェア対策製品のEX AntiMalware ｖ7及び情報機器業務ログ監視・分析製品であるPasoLogをプログラム製品（注５）として、通信機器メーカー等のセキュリティ機器製造販売ベンダーに販売しております。

③Web・データベースセキュリティ商品

当社は、米国の政府機関並びに多くの海外金融機関にWeb・データベースソリューションを提供している米国Imperva. Incの商品であるSecureSphereを国内の大規模事業者、金融機関及び官公庁に対して販売及び保守を行っております。

当商品は、外部からの不正侵入を防止するWAF（Webアプリケーションファイアウォール）機能並びに社内のデータベース及びファイルを監査する情報機器業務管理機能を搭載しております。

④保守サービス

当社製品の保守サポートについては、販売代理店が１次対応を行います。販売代理店で対応できない案件については、当社の開発技術部門がサポートの対応をいたします。また、SecureSphereの保守サービスについては、当社が１次対応し、当社が対応できない案件については、Imperva. Incに問い合わせ対応しております。

（注）１．コンピュータウイルスやワーム等、情報機器やその利用者に被害を与えることを目的とする悪意あるソフトウェアは、マルウェアと総称されております。当社は、マルウェア対策の主要製品として、「EX AntiMalwareシリーズ」を開発・販売してまいりましたが、2018年５月より、後継製品「EX AntiMalware ｖ７」の販売を開始しております。

２．情報漏洩の多くは内部犯行によるものであります。そのため、企業内の情報機器の使用状況を可視化し、情報機器業務を管理する必要があります。また、昨今の人手不足の対応として、労働生産性の向上が企業規模を問わず求められております。当社は、情報機器業務ログ監視・分析製品として、「PasoLog」を販売しております。

３．「OfficeCrypt」は、ファイルの自動暗号化及びバックアップソフトウェアであります。万一、情報が漏洩した際、情報の中身を盗み取られないようにデータを暗号化し、また、外部攻撃や人為的ミスによってデータ毀損した際、業務の早期再開が可能になるよう情報機器内のデータを自動でバックアップいたします。

４．当社では、セット製品について、「特定の用途向けに開発された専用のサーバーもしくはルーターにセキュリティソフトをインストールし、販売する製品」と定義しております。

５．当社では、プログラム製品について、「自社開発の製品をプログラム（ソフトウェア）として、セキュリティ機器製造販売ベンダー等に対して販売する製品」と定義しております。

当社の事業系統図は以下のとおりであります。

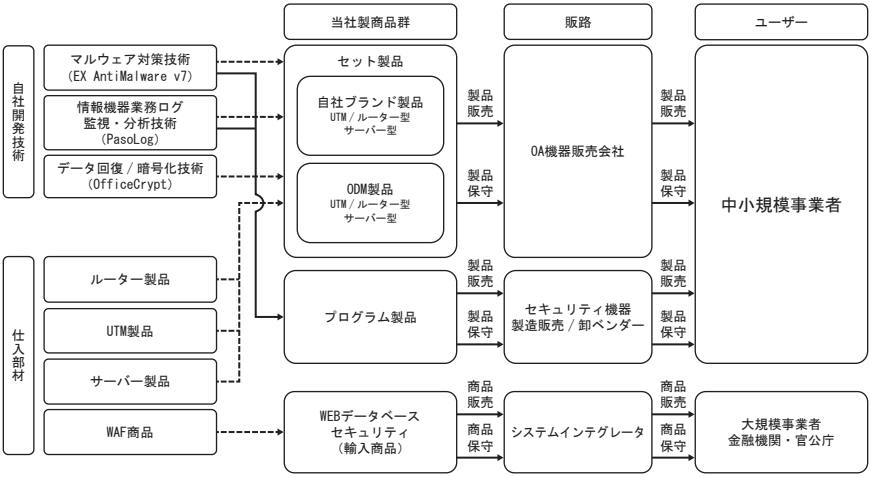

（８）主要な事業所及び使用人の状況（2019年３月31日現在）

①主要な事業所

名　　称	所　在　地
本社	東京都千代田区
大阪オフィス	大阪府大阪市
新潟オフィス	新潟県新潟市
福岡オフィス	福岡県福岡市

②使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
46（1）名	13名増（1名増）	41.0歳	3.8年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（　）内に外数で記載しております。

（９）主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

借入先	借入残高
㈱りそな銀行	30,000千円
㈱三井住友銀行	20,000千円

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は財務基盤の強化を理由に内部留保の確保を優先してきたため、設立以来現在に至るまで配当の実施は見送ってまいりましたが、株主に対する利益還元は重要な課題と考えております。今後の配当の基本方針としては、事業の効率化と事業拡大のための投資を行い、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案した上で、株主に対して安定した配当を実施していくこととしております。内部留保資金につきましては、事業の拡大と経営基盤の強化を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定でおります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本方針とし、決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

イ. 2018年10月１日付で、商号を株式会社フーバーブレインに変更いたしました。

ロ. 2018年10月１日付で、輿水英行氏が代表取締役に就任いたしました。

ハ. 2018年11月５日付で、本社を東京都千代田区紀尾井町４番１号ニューオータニガーデンコート22階に移転いたしました。

２．株式会社の株式に関する事項（2019年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　10,000,000株

（２）発行済株式の総数　4,551,200株（自己株式336,063株を含む）

（注）発行済株式の総数は、新株予約権の行使により、前事業年度末より2,000株増加しております。

（３）当事業年度末の株主数　2,040名

（４）大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
株式会社ＭＣホールディングス	306,800株	7.28％
いずみキャピタル株式会社	297,800株	7.07％
蛭間久季	210,000株	4.98％
永野祐司	180,000株	4.27％
有限会社ホワイトオウル	120,500株	2.86％
松井証券株式会社	116,400株	2.76％
楽天証券株式会社	109,400株	2.60％
伊藤翼	94,200株	2.23％
株式会社ＫＴＨＯＬＤＩＮＧＳ	80,000株	1.90％
マネックス証券株式会社	75,700株	1.80％

（注）１．当社は自己株式を336,063株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（５）その他株式に関する重要事項

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

（１）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

ストック・オプション（新株予約権）　第10-B回新株予約権

項目		内容
発行決議年月日		2018年９月14日
新株予約権の数 ※		2,850個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※		普通株式　285,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※		1,600円
新株予約権の行使期間 ※		自2018年10月10日 至2028年10月９日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※		発行価格　　1,623円（注）１ 資本組入額　　812円
新株予約権の行使の条件 ※		（注）２
新株予約権の譲渡に関する事項 ※		譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※		－
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　2,450個 目的となる株式数　245,000株 保有者数　５名
	社外取締役	新株予約権の数　200個 目的となる株式数　20,000株 保有者数　１名
	監査役	新株予約権の数　200個 目的となる株式数　20,000株 保有者数　３名

※新株予約権の発行時（2018年10月10日）における内容を記載しております。

（注）１．①本新株予約権の行使価額は、新株予約権者による本新株予約権の行使請求が行われる都度、行使請求日の前営業日（以下「修正日」と

いう。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の105%に修正される（１円未満の端数を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）。ただし、修正後行使価額が当初行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額とする。なお、修正後行使価額は、当該修正日の翌日から適用されるものとする。

②上記（注）１①に関わらず、2019年３月期から2028年３月期のいずれかの期における当社の営業利益の額が５億円を超過した場合には、行使価額は当初行使価額に修正され、以後上記（注）１①による修正は行わないものとする。なお、本項における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）における営業利益の数値を用いるものとし、本新株予約権に限らず、新株予約権より株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算するものとする。また、当社が適用する会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。なお、本号による行使価額修正は当該有価証券報告書の提出日の翌日から適用するものとする。

③新株予約権の帳簿価額23円を加算している。

２．①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者は、当社の通期決算または第２四半期に係る決算短信の公表日の４営業日後に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、上記（注）１②に伴う行使価額の修正が行われた場合には、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑥その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（２）当事業年度中に職務執行の対価とし使用人等に対し交付した新株予約権の状況

イ.ストック・オプション（新株予約権）　第10-A回新株予約権

項目		内容
発行決議年月日		2018年９月14日
新株予約権の数 ※		740個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※		普通株式　74,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※		1,800円
新株予約権の行使期間 ※		自2020年10月１日　至2028年８月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※		発行価格　　1,800円 資本組入額　　900円
新株予約権の行使の条件 ※		（注）１
新株予約権の譲渡に関する事項 ※		譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※		－
使用人等への交付状況 ※	当社使用人（注）２	新株予約権の数　　740個 目的となる株式数　　74,000株 交付者数　　37名

※新株予約権の発行時（2018年10月10日）における内容を記載しております。

（注）１．①新株予約権者は、2019年３月期から2028年３月期のいずれかの期における当社の営業利益の額が５億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、本項における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）における営業利益の数値を用いるものとし、本新株予約権に限らず、新株予約権より株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算するものとする。また、当社が適用する会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には別途参照

すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑥その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

２．2019年３月31日現在において発行時より新株予約権の数が100個減少しておりますが、退職による減少となります。

ロ.ストック・オプション（新株予約権）　第10-B回新株予約権

項　　目		内　　容
発行決議年月日		2018年９月14日
新株予約権の数 ※		1,410個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 ※		普通株式　141,000株
新株予約権の行使時の払込金額 ※		1,600円
新株予約権の行使期間 ※		自2018年10月10日　至2028年10月９日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※		発行価格　　1,623円（注）１ 資本組入額　　812円
新株予約権の行使の条件 ※		（注）２
新株予約権の譲渡に関する事項 ※		譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※		－
使用人等への交付状況 ※	当社使用人（注）３	新株予約権の数　　1,410個 目的となる株式数　　141,000株 交付者数　　25名

※新株予約権の発行時（2018年10月10日）における内容を記載しております。

（注）１．①本新株予約権の行使価額は、新株予約権者による本新株予約権の行使請求が行われる都度、行使請求日の前営業日（以下「修正日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の105％に修正される（１円未満の端数を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）。ただし、修正後行使価額が当初行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額とする。なお、修正後行使価額は、当該修正日の翌日から適用されるものとする。

②上記（注）１①に関わらず、2019年３月期から2028年３月期のいずれかの期における当社の営業利益の額が５億円を超過した場合には、行使価額は当初行使価額に修正され、以後上記（注）１①による修

正は行わないものとする。なお、本項における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）における営業利益の数値を用いるものとし、本新株予約権に限らず、新株予約権より株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算するものとする。また、当社が適用する会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。なお、本号による行使価額修正は当該有価証券報告書の提出日の翌日から適用するものとする。

③新株予約権の帳簿価額23円を加算している。

２．①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者は、当社の通期決算または第２四半期に係る決算短信の公表日の４営業日後に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、上記（注）１②に伴う行使価額の修正が行われた場合には、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑥その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

３．2019年３月31日現在において発行時より新株予約権の数が10個減少しておりますが、退職による減少となります。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の状況（2019年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	輿水英行	株式会社フォンティス　代表取締役社長 いずみキャピタル株式会社　代表取締役社長 株式会社パルマ　社外監査役
取締役会長	吉田修	
専務取締役	八田孝弘	品質保証部部長 技術開発部門管掌 株式会社アルネッツ　代表取締役社長
専務取締役	板橋啓成	営業部門管掌
取締役	石井雅之	管理部部長 管理部管掌
取締役	酒井学雄	株式会社スプレンダーコンサルティング 代表取締役社長
常勤監査役	金子望美	株式会社Gleam&Grace　代表取締役社長
監査役	香取正康	株式会社香取マネジメントコンサルティング　代表取締役社長
監査役	今泉長男	株式会社ベルダ　代表取締役社長

（注）１．取締役酒井学雄氏は社外取締役であり、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．監査役金子望美氏及び今泉長男氏は社外監査役であります。

３．金子望美氏は経営コンサルタントとして豊富な経験を有し、加えて、米国公認会計士試験合格者でもあることから財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．取締役石井雅之氏は、2019年５月１日付で管理部部長を退任し、管理部管掌の専任に変更しております。

５．当事業年度中の取締役の異動

（１）就任

2018年６月22日開催の第17回定時株主総会において、新たに輿水英行氏、吉田修氏及び板橋啓成氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。また、金子望美氏、香取正康氏及び今泉長男氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。更に、2018年10月１日をもって、取締役輿水英行氏が代表取締役社長に就任いたしました。

（２）退任

2018年６月22日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、取締役浅田千秋氏、香取正康氏、藤重正樹氏及び砂金養一氏並びに監査役本田謙二氏、柴田裕之氏及び桑澤克実氏が辞任いたしました。また、2018年10月１日をもって、代表取締役社長嶺村慶一氏及び常務取締役田部井浩二氏が辞任いたしました。

6．当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、東京証券取引所が定める基準を参考にしており、経営の独立性を確保していると認識しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社が定款に基づいて締結した責任限定契約は、以下のとおりであります。

当社と社外取締役酒井学雄氏及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

社外取締役酒井学雄氏及び各監査役は、会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

（3）取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 総 額
取　締　役 （うち社外取締役）	12名 （５名）	41,425千円 （2,610千円）
監　査　役 （うち社外監査役）	６名 （５名）	8,460千円 （7,445千円）
合　　計 （うち社外役員）	18名 （10名）	49,885千円 （10,055千円）

（注）１．上表には、2018年６月22日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役浅田千秋氏、香取正康氏、藤重正樹氏及び砂金養一氏（うち社外取締役４名）並びに監査役本田謙二氏、柴田裕之氏及び桑澤克実氏（うち社外監査役３名）、また、2018年10月１日をもって辞任した代表取締役社長嶺村慶一氏及び常務取締役田部井浩二氏を含んでおります。

２．取締役八田孝弘氏は、2018年６月22日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって社外取締役から取締役へ変更となりました。上表には、員数は取締役、支給額はそれぞれの在任期間に準じて含めております。

３．監査役香取正康氏は、2018年６月22日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって社外取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給額及び員数につきましては、上表には、取締役在任期間は社外取締役に、監査役在任期間は監査役に含めております。

４．上表には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役795千円（うち社外取締役60千円）、監査役60千円（うち社外監査役45千円））を含めております。

５．役員退職慰労金は支給しておりません。

６．取締役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第14回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

７．監査役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第14回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

（4）社外役員に関する事項

イ.他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　　分	氏　　名	重要な兼職の状況
社外取締役	酒井学雄	株式会社スプレンダーコンサルティング 代表取締役社長
社外監査役	金子望美	株式会社Gleam&Grace　代表取締役社長
社外監査役	今泉長男	株式会社ベルダ　代表取締役社長

（注）上記重要な兼職を有しておりますが、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ.当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席及び発言状況
社外取締役	酒井学雄	当事業年度に開催された取締役会には、19回のうち17回出席し、主に営業推進の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	金子望美	2018年６月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会には、14回の全てに、また、監査役会には、９回の全てに出席し、経営コンサルタント及び米国公認会計士試験合格者の専門家の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	今泉長男	2018年６月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会には、14回のうち11回に、また、監査役会には、９回のうち７回に出席し、幅広い業務経験とシステムに関する見識を有する見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について、適宜、必要な発言を行っております。

５．会計監査人の状況

（１）名称

清流監査法人

（注）当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2018年６月22日開催の第17回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

（２）報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の額	13,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

（３）会計監査人の報酬等に対する監査役会等の同意理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項の各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提出いたします。

（５）責任限定契約に関する事項

責任限定契約は締結しておりません。

6．業務の適正を確保するための体制（2019年３月31日現在）

（１）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．企業理念に基づく企業行動規範等を制定し、コンプライアンス委員会が実施する社内教育によって、全社的にこれを徹底させるとともに、健全な職務執行が行える環境を整備いたします。

ロ．組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を遵守し、その実行について問題があれば、取締役会等の重要な会議に報告し、当該部門の教育を求めて適正に業務執行を行います。

②　取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報及び重要文書は、取締役会規程及び文書管理規程等に基づき、適切に記録し、保存及び管理いたします。また、取締役及び監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにいたします。

ロ．代表取締役に任命された取締役が責任者として、この任務にあたるものといたします。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．企業活動に潜在するリスクに適切に対応できる体制の整備を図るため、リスク管理を行う担当を置き、当社の災害、事故等への対応をリスク管理規程等に定め、危機発生時の迅速かつ適切な対応が可能な仕組みの構築、維持及び向上を図ります。

ロ．リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、毎年、リスク管理の実態について調査及び評価を実施し、取締役会に報告するとともに必要に応じて対策を協議することとしています。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会規程、組織管理規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を築きます。

ロ．取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、社外取締役を置き、独立性が高い場合は独立役員として明示いたします。

⑤　監査役への報告の体制

イ．代表取締役及び業務執行を行う取締役は、取締役会等の重要会議において、随時業務執行の状況報告を行います。また、代表取締役は、監査役と協議のうえ監査役への報告事項を定める等、監査役への報告体制の整備を図ります。

ロ．監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役及び使用人に報告を求めることができます。

ハ．監査役は、経営会議に出席し、コンプライアンスに係る事案の報告や内部通報制度事務局からの報告を受ける体制としております。また、取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告することとしています。

ニ．上記の報告をした者は、当該報告をしたことを理由として一切の不利な扱いを受けないものとしています。

⑥　監査にかかる費用負担の方針

当社は、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担いたします。

⑦　監査役監査の実効性確保の体制

代表取締役は、監査役会の定めた年度監査基本計画の提示を受け、監査役会と連携をとりながら、各部門の監査が実効的に実施できる体制の整備に努めることとしています。

⑧　反社会的勢力排除の方針

企業倫理に関する方針において、反社会的勢力の排除を行い、反社会的勢力といかなる利益供与、取引その他の関係を持ってはならないことを方針の一つとして掲げています。また、対応部門である管理部を中心として、警察を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、会社内での周知・注意喚起などを図っております。

（2）体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、下記の通りであります。

①　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、定例取締役会を12回、臨時取締役会を７回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

② リスク管理体制

管理部において定めたリスク項目について、各部門から調査報告を受け、取締役会等の重要な会議で、実態把握とともに改善内容を固めて実施することとしました。

③ コンプライアンス体制

全役職員にコンプライアンス・マニュアルを配布するとともに、社内メールで法令遵守の周知を図っています。また、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、理解を深めるよう努めています。

④ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、取締役、内部監査を担当する内部監査室その他の使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他体制

全社に係るリスクに関しては、リスク管理規程を遵守しリスク発生を事前に防止できる体制の構築を行っております。

⑥ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を築いております。

⑦ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．企業理念に基づく企業行動規範を制定し、社内教育の実施によって全社的にこれを徹底させるとともに、健全な職務執行が行える環境を整備しております。

ロ．組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を遵守し、その実行について問題があれば代表取締役及び取締役に報告し、当該部門の教育を求めて適正に業務執行を行いました。

貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**941,484**	**流動負債**	**319,792**
現金及び預金	736,936	買掛金	48,333
受取手形	10,921	短期借入金	50,000
売掛金	103,588	未払金	16,250
原材料及び貯蔵品	29,803	未払費用	11,070
前払費用	53,609	未払法人税等	4,844
その他	6,625	前受金	173,898
固定資産	**241,707**	預り金	10,006
有形固定資産	**84,721**	その他	5,389
建物	62,285	**固定負債**	**412,585**
工具、器具及び備品	22,435	退職給付引当金	20,097
無形固定資産	**740**	資産除去債務	13,843
ソフトウエア	740	長期前受金	355,200
投資その他の資産	**156,246**	その他	23,444
長期前払費用	56,633		
敷金	79,291	**負債合計**	**732,378**
繰延税金資産	1,215	**純資産の部**	
その他	19,106	**株主資本**	**441,016**
		資本金	**283,880**
		資本剰余金	**204,163**
		資本準備金	203,880
		その他資本剰余金	283
		利益剰余金	**△33,985**
		その他利益剰余金	△33,985
		繰越利益剰余金	△33,985
		自己株式	**△13,041**
		新株予約権	**9,798**
		純資産合計	**450,814**
資産合計	**1,183,192**	**負債純資産合計**	**1,183,192**

損 益 計 算 書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		909,391
売上原価		444,698
売上総利益		464,693
販売費及び一般管理費		447,762
営業利益		16,931
営業外収益		
受取利息	7	
投資有価証券売却益	1,094	
助成金収入	3,420	
保険解約返戻金	1,185	
雑収入	212	5,920
営業外費用		
支払利息	380	
為替差損	755	
雑損失	251	1,387
経常利益		21,464
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入額	15,150	15,150
特別損失		
本社移転費用	15,671	15,671
税引前当期純利益		20,943
法人税、住民税及び事業税	761	
法人税等調整額	△2,971	△2,209
当期純利益		23,153

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	283,755	203,755	283	204,038	△57,138	△57,138
当期変動額						
新株予約権の行使	125	125		125		
当期純利益					23,153	23,153
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	125	125	－	125	23,153	23,153
当期末残高	283,880	203,880	283	204,163	△33,985	△33,985

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△12,936	417,718	－	－	－	417,718
当期変動額						
新株予約権の行使		250				250
当期純利益		23,153				23,153
自己株式の取得	△105	△105				△105
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					9,798	9,798
当期変動額合計	△105	23,297	－	－	9,798	33,095
当期末残高	△13,041	441,016	－	－	9,798	450,814

個別注記表

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）たな卸資産の評価基準及び評価方法

①原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～24年
工具、器具及び備品	３年～15年

（２）無形固定資産

ソフトウエア

自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

市場販売目的のソフトウエア

見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（３年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を償却しております。

（３）少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

（２）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金等規程に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、2017年３月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止したため、2017年４月以降については追加計上しておりません。なお、当事業年度においては、期中に役員より役員退職慰労金返上の申し出があったため、15,150千円を取り崩しております。

（３）退職給付引当金

簡便法を採用し、従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額を計上しております。

４．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（１）外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（２）ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、ヘッジ対象…外貨建金銭債務

③ヘッジ方針

社内管理規程に基づき為替変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しております。

④ヘッジ有効性の評価方法

為替予約については、ヘッジ対象と同一通貨建てによる同一金額で同一日の為替予約を振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため、有効性の判定は省略しております。

（３）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ　未適用の会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2018年３月30日　企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2018年３月30日　企業会計基準委員会）

（１）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年５月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年１月１日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである計算書類間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（２）適用予定日

2022年３月期の期首から適用します。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

Ⅲ　表示方法の変更に関する注記

１．貸借対照表関係

従来、「投資その他の資産」の「その他」（前事業年度38,460千円）に含めて表示していた「敷金」（当事業年度79,291千円）は資産の総額の100分の５を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、税効果会計関係注記を変更しております。

税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第３項から第５項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注８）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注９）に記載された内容を追加しております。

Ⅳ　貸借対照表に関する注記

１．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額　25,290千円

２．当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	200,000千円
借入実行残高	50,000千円
差引額	150,000千円

３．事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が、事業年度末残高に含まれております。

受取手形　1,102千円

Ⅴ　損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

Ⅵ　株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	4,549,200株	2,000株	－	4,551,200株
合　　計	4,549,200株	2,000株	－	4,551,200株

（注）新株予約権の行使によるものであります。

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	336,000株	63株	－	336,063株
合　　計	336,000株	63株	－	336,063株

（注）単元未満株式の買取請求によるものであります。

3．当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
新株予約権	普通株式	431,000株

（注）第10-A回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していないため、上表には含んでおりません。

Ⅶ　税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	61,576千円
退職給付引当金	6,153千円
減損損失	1,104千円
税務上の繰越欠損金（注）	40,982千円
その他	7,795千円
繰延税金資産小計	117,612千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△38,669千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△73,597千円
評価性引当額小計	△112,266千円
繰延税金資産合計	5,345千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,130千円
繰延税金負債合計	△4,130千円
繰延税金資産純額	1,215千円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内（千円）	1年超2年以内（千円）	2年超3年以内（千円）	3年超4年以内（千円）	4年超5年以内（千円）	5年超（千円）	合計（千円）
税務上の繰越欠損金（注）1	―	―	―	―	―	40,982	40,982
評価性引当額	―	―	―	―	―	△38,669	△38,669
繰延税金資産	―	―	―	―	―	2,312	（注）2 2,312

（注）1．税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．税務上の繰越欠損金40,982千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産2,312千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	31.07%
評価性引当額の増減	△75.44%
住民税均等割	3.64%
その他	△0.44%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△10.55%

Ⅷ　リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

Ⅸ　金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、日本国内の販売先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は転換社債であり、発行体（取引先企業）の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。一部、外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

短期借入金は、営業取引に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建の債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とする為替予約であります。なお、ヘッジ会計に係るヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の重要な会計方針に係る事項に関する注記「４．（２）ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に基づき管理部において、販売先の信用判定を基本契約締結時に行うとともに、随時販売先の信用状況の把握に努めております。デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

外貨建の金銭債務の為替変動リスクについては、必要に応じて為替予約取引及び外貨預金を利用してヘッジしております。

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従い実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、適切な手元流動性を確保すること等により、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2．を参照ください。）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金及び預金	736,936	736,936	－
（2）売掛金	103,588	103,588	－
資産計	840,525	840,525	－
（1）買掛金	48,333	48,333	－
（2）短期借入金	50,000	50,000	－
負債計	98,333	98,333	－

（注）1．金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金及び預金（2）売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（1）買掛金（2）短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表上計上額

（単位：千円）

区　　分	2019年３月31日
敷金	79,291

敷金は、市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象しておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	736,936	－	－	－
売掛金	103,588	－	－	－
合計	840,525	－	－	－

４．短期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
短期借入金	50,000	－	－	－	－	－
合計	50,000	－	－	－	－	－

Ⅹ　関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

Ⅺ　１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　104円63銭

２．１株当たり当期純利益　５円49銭

Ⅻ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月21日

株式会社フーバーブレイン
　取締役会　御中

清流監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　加　悦　正　史　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　安　田　　裕　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社フーバーブレインの2018年４月１日から2019年３月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査しました。

①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、また意見を述べました。

②全ての稟議書類、契約書及び取締役会議事録等を閲覧しました。

③代表取締役社長とは定期的に面談し経営に関する意見等を聴取しました。

④その他の全取締役、全使用人と面談し意思疎通を図り、意見等を聴取しました。

⑤社外取締役および内部監査人と定期的に意見交換、情報の共有に努めました。

⑥特定経費及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）およびその運用状況について確認しました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその業務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である清流監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月22日

株式会社フーバーブレイン　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　金　子　望　美　㊞

監　査　役　香　取　正　康　㊞

社外監査役　今　泉　長　男　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件（その１）

１．提案の理由

今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）について事業目的の追加及び文言の見直しを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条 当会社は、次の事業を営む事を目的とする。	（目的） 第２条 （現行どおり）
（１）インターネットを利用した各種情報提供サービス業	（削除（変更案第１項に統合））
（２）コンピュータハードウェア及びソフトウェアの開発及びその販売、輸出入並びにリース業務	（削除（変更案第２項に統合））
（新設）	（１）情報通信技術及び情報通信ネットワークを利用した各種情報処理・情報提供サービスの企画、開発、運営、保守及び管理
（新設）	（２）情報通信ネットワークにおけるシステム、ソフトウェア、ハードウェアの企画、開発、制作、販売、輸出入及び保守
（３）情報処理サービス業	（削除（変更案第１項に統合））
（新設）	（３）各種保険代理店業
（新設）	（４）金融業及びリース業
（新設）	（５）広告業
（新設）	（６）前各号に関する人材の教育及び派遣並びにコンサルティング業
（４）上記各号に付帯する一切の事業	（７）前各号に付帯する一切の事業

第２号議案　定款一部変更の件（その２）

１．提案の理由

今後の事業展開に備えた機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能とするため、現行定款第６条（発行可能株式総数）を一部変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（発行可能株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は、1,000万株とする。	（発行可能株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は、1500万株とする。

第３号議案　定款一部変更の件（その３）

１．提案の理由

法令または定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の選任） 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（監査役の選任） 第32条 （現行どおり） （現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	３．当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
（新設）	４．前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（任期） 第33条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（任期） 第33条 （現行どおり）
２．任期満了前に退任する監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	２．任期満了前に退任する監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。

第４号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	輿水英行（こしみずひでゆき） （1967年３月14日生）	1989年４月　株式会社西洋環境開発入社 1993年10月　アーサーアンダーセン会計事務所入所 1997年11月　株式会社カーギルジャパン入社 2008年12月　株式会社フォンティス 代表取締役社長（現任） 2012年５月　いずみキャピタル株式会社 代表取締役社長（現任） 2014年５月　株式会社パルマ 社外監査役（現任） 2018年６月　当社取締役副社長 2018年10月　当社代表取締役社長（現任）	297,800株
2	八田孝弘（はったたかひろ） （1967年７月22日生）	1988年４月　株式会社システムユニバース入社 1998年３月　株式会社アルネッツ 代表取締役社長（現任） 2018年３月　当社社外取締役 2018年６月　当社専務取締役技術開発部部長 2018年12月　当社専務取締役品質保証部部長 技術開発部門管掌（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	板橋啓成（いたばしけいせい） （1963年７月９日生）	1985年４月　神奈川リコー株式会社入社 1996年10月　同社エリア第一事業部横浜営業部中支店支店長 2003年10月　同社ドキュメントソリューション営業部部長 2008年10月　リコージャパン株式会社関東営業本部新潟支社支社長 2011年１月　同社首都圏営業本部千葉支社支社長 2016年６月　伊藤忠テクノソリューションズ株式会社入社 2018年６月　当社専務取締役ソリューション営業部部長 2018年12月　当社専務取締役営業部門管掌（現任）	－株
4	石井雅之（いしいまさゆき） （1960年10月26日生）	1985年４月　京セラ株式会社入社 1988年２月　オリックス株式会社入社 1994年10月　日本商品ファンド業協会出向 1999年10月　オリックス債権回収株式会社出向 2001年４月　九州債権回収株式会社出向 2003年10月　キングス・キャピタル・アジア入社 2004年５月　株式会社ベストリンク代表取締役社長（現任） 2011年３月　株式会社ＭＣホールディングス代表取締役社長 2013年９月　株式会社一富士債権回収入社 2018年３月　当社取締役管理部部長管理部管掌 2019年５月　当社取締役管理部管掌（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	※ 渡邉輝明（わたなべてるあき） （1985年２月11日生）	2009年４月　株式会社ＶＳＮ入社 2012年４月　株式会社リベルワークス入社 2014年７月　株式会社パイプドビッツ入社 2015年11月　同社事業部長 2018年７月　当社執行役員営業企画室室長 2018年12月　当社執行役員社長室室長 （現任）	－株
6	酒井学雄（さかいのりお） （1961年10月11日生）	1985年４月　テーエスデー株式会社入社 1993年５月　有限会社スプレンダーコンサルティング（現 株式会社スプレンダーコンサルティング） 取締役 2000年11月　株式会社旅ウェブ 代表取締役社長 2008年12月　株式会社ライフェスタ 代表取締役社長（現任） 2009年５月　株式会社ヴィンテージ 代表取締役社長 2011年４月　株式会社スプレンダーコンサルティング代表取締役社長 （現任） 2011年４月　株式会社AIインシュアランス総合研究所 代表取締役社長（現任） 2012年11月　株式会社スカイスコープソリューションズ 代表取締役社長（現任） 2017年４月　一般社団法人日本ドローンコンソーシアム　理事（現任） 2017年９月　一般社団法人日本建築ドローン協会　理事（現任） 2018年３月　当社社外取締役（現任）	－株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．八田孝弘氏は、株式会社アルネッツの代表取締役社長であり、当社と同社との間には、システム開発業務委託及び販売代理店の取引関係があります。その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．酒井学雄氏は、社外取締役候補者であります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き、独立役員となる予定でおります。
４．酒井学雄氏を社外取締役候補者とした理由は、複数のIT企業の代表取締役社長を務めており、IT技術及びIT企業の経営方法について、豊富な経験・見識を有しており、取締役の職務遂行の監督・監視機能の強化に寄与していただけるものと考えたためであります。
５．酒井学雄氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年３カ月となります。
６．当社は酒井学雄氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について同法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定でおります。
７．渡邉輝明氏は、当社入社以降、執行役員として営業企画室室長並びに社長室室長を務め、各部門の業務にとどまらず、各部門を横断的に全体の指揮を執り、企業価値向上に貢献しております。その実績、能力及びIT業界における長い経験とともに人格、見識とも優れていることから、取締役候補者といたしました。
８．輿水英行氏の所有する当社の株式数には、同氏が議決権の過半数を有する会社が保有する株式数を含めております。

第５号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ 日景智久（ひかげともひさ） （1954年２月14日生）	1977年４月　日興證券株式会社 （現 SMBC日興証券株式会社） 入社 1982年１月　オリエント・リース株式会社 （現 オリックス株式会社） 入社 1986年９月　同社北陸支店次長 1998年３月　同社大阪不動産事業部副部長 2002年10月　同社融資事業第二部副部長 2003年11月　オリックス債権回収株式会社 第２事業本部営業第２部長 2007年６月　同社第２事業本部営業第３部長 2008年５月　オリックス・キャピタル株式会社投資管理部長 2017年７月　オリックス銀行株式会社主幹	－株
2	金子望美（かねこのぞみ） （1969年９月27日生）	1993年５月　株式会社カーギルジャパン入社 1997年７月　KPMGグローバルソリューション株式会社入社 2000年９月　カーギル・インベストメンツ・ジャパン株式会社入社 2012年６月　カーバル・インベスターズ東京支店共同代表者 2017年６月　株式会社Gleam&Grace 代表取締役社長（現任） 2018年６月　当社社外監査役（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	香取 正康（かとり まさやす） （1950年３月25日生）	1972年４月　日本経営システム株式会社入社 1985年５月　株式会社香取マネジメントコンサルティング 代表取締役社長（現任） 2005年６月　コマツNTC株式会社 社外監査役 2018年３月　当社社外取締役 2018年６月　当社監査役（現任）	－株

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．日景智久氏及び金子望美氏は、社外監査役候補者であります。両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。
４．社外監査役候補者の選任理由
（１）日景智久氏を社外監査役候補者とした理由は、総合リース業界大手において、組織運営及びプロジェクト管理業務を長年に亘り担われ、特に人材育成並びにコンプライアンス教育に軸足を置いたマネジメントを推進されてきた豊富な経験を有しており、当該見識を生かし、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したためであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由より、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しました。
（２）金子望美氏を社外監査役候補者とした理由は、経営コンサルタントとしての豊富な経験を有し、加えて、米国公認会計士試験合格者でもあることから、経営及び財務・会計についての幅広い見識を生かし、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したためであります。
５．香取正康氏は、2018年３月16日より同年６月22日開催の第17回定時株主総会の終結の時まで当社の社外取締役を務めておりました。
６．金子望美氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
７．当社は金子望美氏及び香取正康氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について同法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定でおります。また、日景智久氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定でおります。

第６号議案　補欠監査役１名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
梅澤謙一 （うめざわけんいち） （1969年４月11日生）	2000年10月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 2000年10月　神田橋法律事務所 （現ホワイト＆ケース法律事務所） 入所 2003年12月　マイクロソフト アジア リミテッド 入社 2004年６月　マイクロソフト株式会社入社 2006年７月　セキュアード・キャピタル・ジャパン 株式会社入社 2006年７月　同社法務・コンプライアンス部長 2007年３月　株式会社カーギルジャパン入社 2007年３月　カーバル・インベスターズ・ピーティーイー・リミテッド出向 2007年３月　同社カウンセル兼ディレクター・オブ・コンプライアンス 2009年３月　ノバルティス ファーマ株式会社入社 2009年３月　同社医薬法務部長 2014年４月　同社コンプライアンス統括部長 2016年７月　同社執行役員インテグリティ＆コンプライアンス本部長 2019年４月　ブレークモア法律事務所参画 2019年４月　同事務所パートナー（現任）	－株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．梅澤謙一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．梅澤謙一氏を補欠の社外監査役とした理由は、同氏は弁護士としての専門的な知識及び長年の社内弁護士としての幅広い経験を有していることに加え、執行役員として経営にも参画した経験があり、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。

４．当社は梅澤謙一氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について同法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定でおります。

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場：東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
霞が関コモンゲート西館37階　霞山会館「牡丹の間」
電話番号　(03)3581-0401（代表）



〔交　通〕
●東京メトロ銀座線　虎ノ門駅　11番出口　徒歩１分
●東京メトロ千代田線・日比谷線・丸の内線　霞ヶ関駅　A13番出口　徒歩５分